

## 認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用者報告書に関する書類について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める市条例第15条1項(23)の規定により、介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1の期間の日数を超えないようにしなければならないこととなっています。

本市では、介護保険給付の適正化の観点から、短期入所サービスの利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超える見込みの場合には、「認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用者報告書」を提出してもらい、適正な居宅サービス計画に基づいて短期入所の位置づけがされているか確認することとしています。

特に必要と認められる理由がある場合は、介護保険課資格給付係に御相談ください。また状態が変わっている場合は区分変更の検討をお願いします。

### ●提出書類

①「認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用者報告書」

②「認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用の理由書」

→特に必要と認められる理由がある場合は、その理由が必要となります。理由によっては認定有効期間の半数を超えた分は自費となる場合があります。また、理由書の記載内容によっては再提出もありますので詳しくご記入ください。

③居宅サービス計画書（第1表から第3表） →利用開始時と現在のもの

④サービス担当者会議の要点 →利用開始時と現在のもの

### ●提出期限

短期入所サービス利用日数が認定有効期間の半数を超える1か月前には書類をご提出ください。